

採用に向けた活動等におけるハラスメント 防止のためのガイドライン

第1 対象となるハラスメント

- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメント及びカスタマー・ハラスメントに類する行為

第2 対象となる活動

愛媛県職員志望者等が行う次に掲げる活動であって、対面のほか、SNS等のオンラインを介したもの又はオンライン上で行われるものを含む。また、職員が常時勤務する場所で行われるものに限らない。

- (1) 採用試験の受験
- (2) 業務説明会への参加
- (3) OB・OG職員への訪問
- (4) インターンシップへの参加
- (5) その他愛媛県職員志望者等が行う採用に向けた活動又は職業の選択に資する活動

第3 採用活動時の留意事項

- ・対面による面談は、開放性、透明性のある環境で実施し、閉ざされた空間など愛媛県職員志望者等が心理的負担を感じる場所での面談は行わない。
- ・面談は、原則、正規の勤務時間内に実施する。愛媛県職員志望者等から正規の勤務時間外での面談の希望があった場合又は正規の勤務時間外での面談の実施について本人の同意を得た場合については、職員及び愛媛県職員志望者等に過度な負担が生じない常識的な時間内に面談を実施することとする。
- ・愛媛県職員志望者等との連絡は、愛媛県採用試験受験等申込システム及び公用電話・公用メールにより行い、個人のSNSやメール、携帯電話等での連絡を行わない。
- ・性的な関心や欲求に基づく言動、精神的・身体的な苦痛を与える言動その他愛媛県職員志望者等を不快にさせる言動を行わない。

第4 相談窓口の設置

○愛媛県職員志望者等（相談を受けた教育機関等を含む。）からの、採用に向けた活動等におけるハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応するため、相談窓口を設置する。

【ハラスメント相談窓口】

●総務部 総務管理局 人事課 給与・評価グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2

電 話：089-912-2185

メール：jinji@pref.ehime.lg.jp

●人事委員会事務局 採用給与課 総務審査係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2

電 話：089-912-2822

メール：jinjisaiyou@pref.ehime.lg.jp

○苦情の申出及び相談への対応に当たっては、相談窓口の担当者は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を遵守するものとする。